

## 放射線防護標準化委員会運営に関する規則

規則第 B-1-4 号

平成 23 年 3 月 12 日

改正平成 30 年 3 月 3 日

改正 2022 年 6 月 13 日

(任務)

第 1 条 規程 A-2 第 7 条(4)に規定する放射線防護標準化委員会（以下「本委員会」という）は、放射線防護に関する標準化事業の推進に関して必要な事項を検討し、実施することを任務とする。

(構成)

第 2 条 委員長は、理事の中から会長が選定する。

2. 本委員会は、委員長が必要と認めた数の委員の数をもって構成する。
3. 委員長は、委員の中から副委員長、幹事を選定することができる。
4. 第 2 条各項の運営事項については、「細則第 C-1-5 号」に定める。

(任期)

第 3 条 委員の任期は原則として 2 年とする。再任については、「細則第 C-1-5 号」に定める。

(委嘱)

第 4 条 委員長および委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(運営)

第 5 条 本委員会は、次の事項を行う。

- (1) 放射線防護に関する原則、規準、ガイドライン等（以下「学会標準・ガイドライン」という）の制定及び制定された学会標準・ガイドラインの維持管理・改廃
  - (2) 放射線防護分野における国際標準化への貢献活動
  - (3) 制定した学会標準・ガイドラインの普及および関連する講演会・講習会等の開催
  - (4) 国内外の学協会等の標準化作業との連絡および調整。
2. 前項に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、「細則第 C-1-5 号」に定める。

(部会及び作業部会)

第 6 条 本委員会は、前条に定める運営を円滑に行うため部会を設けるほか、必要に応じて作業部会を設けることができる。

(標準作成の基本方針)

第 7 条 本委員会は、標準作成にあたって、公平、公正、透明性及び公開性を確保しなければならない。

- 2 前項の方針を担保するため、特に委員の構成、審議過程、公衆審査および記録の保存につ

いて十分留意するものとし、それらの詳細は、「細則第 C-1-5 号」に定める。

(予算管理)

第 8 条 委員長は、委員のうちから予算管理担当者を指名する。

2 予算管理担当者は、予算管理帳簿を管理し、年度末に常務理事（総務担当）に報告しなければならない。

付則 本規則は、平成 23 年 8 月 12 日から施行する。

付則 本改正規則は、平成 30 年 3 月 3 日から施行する。

付則 本改正規則は、2022 年 6 月 13 日から施行する。